

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和 7 年 6 月 1 9 日（木）②

杉 並 区 議 会

目 次

懲罰の宣告及び戒告文の朗読について	3
再開後の本会議について	9

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

日 時	令和7年6月19日（木）午後1時56分～午後4時21分					
場 所	第3・4委員会室					
出席理事 （8名）	理 事	脇 坂	たつや	理 事	矢 口	やすゆき
	理 事	山 田	耕 平	理 事	ひわき	岳
	理 事	中 村	康 弘	理 事	奥 山	たえこ
	理 事	田 中	朝 子	理 事	安 斉	あきら
欠 席 理 事	（なし）					
理事以外の 出席議員	議 長	木 梨	もりよし	副 議 長	川原口	宏 之
出席理事者	（なし）					
事務局職員	事 務 局 長	秋 吉	誠 吾	事 務 局 次 長	村 野	貴 弘
	庶 務 係 長	田 口	昌 実	議 事 係 長	蓑 輪	悦 男
	担 当 書 記	橘 川	敦 江			

(午後 1時56分 開会)

脇坂理事 これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

《懲罰の宣告及び戒告文の朗読について》

脇坂理事 先ほど本会議において田中ゆうたろう議員に戒告の懲罰を科すことが決定され、議長が除斥を解き、田中議員の入場を求めたところですが、御承知のとおり、入場がありませんでした。この後予定していた懲罰の宣告及び戒告文の朗読について、どのように対応するかの協議を行いたいと思います。

このことについて、事務局からまずは説明をお願いします。

事務局次長 先ほど事務局から田中議員御本人に入場を拒否するとの意向であることを確認しました。本人不在の際の懲罰の宣告及び戒告文の朗読については、規定等で明確に定められているものはございません。議長からは、この後の予定について、本人不在であっても懲罰の宣告等を行うことも考えていますが、対応を慎重に行いたいため、議場で議員に諮った上で対応したいと伺っており、その前に、理事の皆様にご協議いただきたいと伺っております。

本来、戒告の懲罰を科すことが決定された際は、当事者の入場後、本人に対して懲罰を宣告し、戒告文を朗読することで懲罰を科すこととなります。当該議員が不在の場合、残りの会期があるのであれば、出席を求めることも考えられますが、今回のように、最終日に可決された場合、戒告の懲罰は可決されているため、議会が議決の意思を明示するために、戒告文を朗読すればよいとも解されています。また、本人不在のまま戒告文の朗読を行った際は、議長は、当該議員に対し、戒告の懲罰が科された旨を戒告文を付して通知することとなります。

なお、仮に本日戒告文の朗読を行わないこととなった場合は、会期の延長を諮った上で、議長が当該議員に対して招状を発し、出席を求めることが考えられます。

以上の説明を踏まえ、この後の予定について御協議いただければと思います。

説明は以上でございます。

脇坂理事 今、事務局から説明のあったとおりでございます。

議長から補足はございますか。

木梨議長 今、次長がおっしゃったとおりでございます。

脇坂理事 それでは、御意見がある方は挙手をお願いいたします。

山田理事 田中ゆうたろうさんは、入場を拒否する意向というのは、どういう形で確認して、正確にどういうことを言ったんですか。そこを聞きたいと思います。

事務局次長 事務局からこの後入場されますということでお伝えしたところ、入場を拒否する意向が示されたということでございます。

山田理事 いるんでしょう。

事務局次長 恐らく控室に行かれたのではないかと思います。

奥山理事 今のやり取りは全て口頭ですか。つまり、口頭であれば後に検証のしようがないと思うんですが、それとも本人がメモを書くなり、何かしたんでしょうか。

事務局次長 今の段階では、時間もないこともございますけれども、口頭での確認のみでございます。

奥山理事 それはまず、きちんと紙か何かで保存するか何かをしてもらいたいと思います。非常に重要なことですので、意思表示をきちんとしてもらいたい、もしくは録音というものがこういうときに証拠能力を有するのかどうか分かりませんが、少なくとも全くの口頭だったら、いや、そんなことは言っていないと言われればそれで終わりですから、それを確認してもらいたいと思います。まずそれが1つ。

もう1つ、例えば戒告文を朗読することを本人に聞かせることができないのであれば、招状を発出して、後にもう一回来るようにということができるということなんですが、その場合に、会期を延長してやるとしたときに、具体的にですが、会期をいついつ開きますと決めたとする、招状はあらかじめ出しておいて、何月何日、議場にてというふうに伝えたとする、そしてそのとき、私たち議員は、会期が延長されたとして、彼が来るのをまた議場にみんながん首そろえて座って待つことになるんでしょうか。そして、そのときに、時間になりましたけれども、来ませんね、連絡してみますか、電話してみましようかということを繰り返して、どうやら来ないと言っているんですが、もしくは今電話でそれを確認しましたとなったとすると、そこで一旦終わって、再び招状を発しますとか、そういうことになるんでしょうか。その手続のことを伺いたいです。後半の招状のところ。

事務局次長 まず1点目、議長のほうから退場する際に、きちんと待機していただきよと、事前にお話は議場の場でもさせていただきました。それと事務局が入場を促した際、本人からは入場を拒否するという意向が明確に示されました。何回も確認の上、明確に示されましたので、その旨で議長のほうにも今伝えたというふうなでございます。

また、もし会期が延長されればの話ですが、その後、どのくらいの期間延長されるかにもよるとは思いますけれども、期日を指定して、招状を発し、出席を求めるというふうな手続になろうかなと考えております。

奥山理事 つまりその指定した期日、指定した場所に、私たち議員もがん首そろえてお待

ちをするんですかということなんですよ。そのときに、また彼が来なかったとすると、また再び招状を出すんですか、繰り返すことになるんでしょうか。

事務局次長 その辺は、今までやった経験がございませんので、どういう手続になるのかは、もう少し調べなければならぬかなと考えております。

脇坂理事 招状の持つ強制力といいますか、そういったものも含めて少し御説明をいただかないと、恐らく今、理事の理解は深まっていけないのではないかと思いますけれども、その点いかがでしょうか。

事務局次長 地方自治法でその辺を定めているところがありますので、ちょっとお待ちいただけますか。

脇坂理事 それでは、暫時休憩します。

(午後 2時03分 休憩)

(午後 2時05分 開議)

委員長 休憩前に引き続き議運理事会を再開いたします。

それでは、次長、先ほどの答弁をお願いします。

事務局次長 お待たせしました。地方自治法の137条、欠席議員の懲罰というところがございまして、「普通地方公共団体の議会の議員が正当な理由がなくて招集に応じないため、又は正当な理由がなくて会議に欠席したため、議長が、特に招状を発しても、なお故なく出席しない者は、議長において、議会の議決を経て、これに懲罰を科することができる。」という条文がございます。

山田理事 具体的に招状を出すという形になったとして、会期を延長するとしたら、どのくらいの期間になるような見通しなんでしょうか。

事務局次長 会期をどのくらい延ばすかというのは、皆さんの御判断になろうかなと考えております。

脇坂理事 もう一度、もう少し招状の件について確認したいんですけれども、招状というのは、郵送で送るものなのかですとか、そういった内容確認証明みたいなものが入ってくるものなのかですとか、それでちゃんと来ますよ、来ませんよという返事を求めるものなのかですとか、そういったことによって、それなりに日にちを要してしまう可能性もあるわけですので、今日渡したから、明日開催できますとか、そういう類いのものではないと思うんですけれども、そういった意味でイメージだけでも共有していただけますか。

事務局次長 もし郵送であれば、当然一定の期間、着くまでに時間もかかるでしょうし、書留とかで出すような形になると思いますので、今日で明日ということはないのかなと、

一定の期間を見ることは必要かなとは考えております。

奥山理事 会期延長したとして、そのときに議会の議員が集まるのは当然だと思うんですが、執行部まで来させるんでしょうか。それは関係ないですか。

事務局次長 基本はこの件に関しては、理事者は出席の必要はないんですけれども、まだ2定の会期が終わっていませんので、最後に区長の挨拶があるような形になろうかなと思っております。

奥山理事 まだ今会期中ですので、本日の懲罰動議とはまた別個に、全く新たに懲罰動議を出すということも理論上は可能であります。そのことの理由とすれば、詳しい説明をする意味ではなくて、例えば今日こうやってとにかく戒告の場に来なかったということとか、それから、先ほどの弁明を聞いていますと大変な侮辱がありました。私のことだけじゃなくて、ほかにあって、ちょっととても看過できないことがありましたが、それを懲罰の動議として進めていくためには、聞いたところによりますと、まず懲罰動議を議長に提出をする、議長が会議に付す、会議というのはつまり懲罰特別委員会のことですけれども、つまりその懲罰特別委員会が編成というか、設置されていなければならない。設置というのは、メンバーがきちんと個名まで決まっていて、名簿が配られる状況になっているという理解でしょうか。つまり、最後の今日の日程になります区長挨拶、そして閉会をしますという議長の御挨拶の前までにそれを済ませることができれば、新たな懲罰特別委員会を始めることができる、そういう理解でよろしいでしょうか。

事務局次長 そのとおりなんですけれども、閉会までに懲罰の動議が出されるということがまずは前提ですけれども、その後、今の懲罰特別委員会はもう終わっていますので、新たな事件に関しての懲罰特別委員会の設置が必要になりますので、そうすると、懲罰に関しては委員会付託をしなければならないことが定められておりますので、懲罰委員会に付託をするという意味では、メンバーまで決まらないとならない。その後、継続審査にするのであれば、付託までして継続審査というふうな形ですと、今日中にそこまでは行われなければならないというような、今、説明のいただいたとおりになろうかなと思います。

脇坂理事 奥山理事、この今の議論の前に、申し訳ないんですけれども、これまで話しているほうの内容から進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

奥山理事 委員長、申し訳ありません。議論は分かっているんですが、先の幾つか選択肢があって、つまり延長するのかどうかということも選択肢にあるから、どちらを選ぶかという話だと思うんです。延長するとなれば、その中で新たな懲罰特別委員会を設置するいとまがあるのではないかというふうに、私、今頭の中で思っておりますので、そ

のことも伺いました。ただ、委員長の御指摘ももつともですし、それが本来の今の議題ですので、よろしく御進行をお願いいたします。

矢口理事 多分、今のこの理事会の議題として大きく2つの選択肢があって、1つは、田中議員が今もう入場を拒否されているわけですから、入場拒否している中でも、戒告文をいない中で読むかというのが1つ、もし、いる前で読まなければいけない場合は、会期を延長するかどうかというふうなこの2択という状況だと思いますけれども、一応先に私たちの会派のほうの意見をお伝えさせていただきますと、私たちは懲罰委員会で決定された戒告には反対の立場ではありますけれども、議会運営としては、ある意味賛成側の皆さんのものに従うというか、議会運営については反対するつもりはありませんので、そこは一応お伝えしておきます。会派の意見としてお伝えします。

以上です。

脇坂理事 いろいろと事務局のほうへの確認はお済みという形であれば、それぞれの各会派の、今、矢口理事からお話があったように、こういった対応をこの後取っていくのかということで御意見いただきたいと思っておりますけれども。

山田理事 本人はもう控室にいないんですよね。確認できれば。

事務局次長 そこは確認する必要があるれば、確認をさせていただきます。

山田理事 要は、ある意味、効果がないかもしれないですけども、例えば議長からもう一回出席する意思があるのかどうかというのを本人に確認してもらうということが必要なのかなと思うんです。事務局が言うよりは、議長からこの理事会で話し合われていることも含めて、招状を出すということも含めて、今話し合っているが、本人として出るつもりがあるのかどうかいうことを確認してもらうのも一つの手かなと思ったんですけども、どうでしょうか。

木梨議長 山田さんの言われたことと、奥山さんの言われた、本当に拒否しているのかどうかと。だから、もしよければ、複数のほうがいいと思いますので、正副議長で田中議員に、今いるかどうか確認して、それでまたすぐ戻ってきますので、ちょっと待ってもらって、確認してきます。そういうことでよければ。

脇坂理事 そうであるならば、皆さんの御理解がよろしければ、ただいまから休憩を取りますけれども、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、暫時休憩いたします。

(午後 2時14分 休憩)

(午後 4時14分 開議)

脇坂理事 休憩前に引き続き理事会を再開いたします。

田中議員への懲罰の宣告及び戒告文の朗読について、本人不在のまま本日行うか、第2回定例会を延長し、田中議員に議長から招状を発して出席を求め、延長後の最終日に行うか、会派に持ち帰るために暫時休憩としておりました。これについて御意見がある理事の方は御発言をお願いいたします。

山田理事 私たちの会派としては、やはり議長から招状を出していただいて、会期を延長して、もう一回戒告の朗読をするということを求めたいと思います。

以上です。

ひわき理事 同じくうちの会派としても、議長のほうから御本人に招状を出していただいて、恐らく郵送などの手続で数日かかるでしょうから、一定の期間、会期延長をするというのが望ましいのではないかというふうに思います。

中村理事 当会派としても、今述べられた意見と同じです。

奥山理事 シスターフッド杉並としては、今日このまま宣告、そして戒告の朗読することでは到底懲罰の意味をなさないという理由から、本日はそれをしないこととして、そして別途日程を設けて、規則に従い、招状を発して、改めてその機会を設けていただきたいというふうに考えております。

以上です。

田中（朝）理事 私どもも同じで、延長をして、議長から招状を発していただいて、その後また改めてということをお願いします。

脇坂理事 それでは、今、多くの会派から会期延長という形での発言がございましたけれども、いつ頃までに会期を延長するということについても御提案がありましたら、お受けしたいと思います。

山田理事 第2回定例会の延長ですので、先延ばしにすればいいというものではないと思いますので、一定の期間を確保しつつ、6月内にもう一回やるというふうにしたほうがいいかなというふうに思います。具体的には6月30日ぐらいはどうかというふうには思っています。

以上です。

脇坂理事 ほかの皆さんも同様という形でよろしいでしょうか。それにつきまして何か御意見はありますか。特にないですか。——では、改めて確認をしたいと思いますけれども、ただいま多くの御意見を踏まえて、6月30日まで会期を延長し、30日を会期末の最終日とした上で、懲罰の宣告等を行うという形で話を進めたいというふうに思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、定例会の日程について確認をしたいと思いますので、事務局より資料の配付がありましたら、お願いいたします。

資料は届いていますでしょうか。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 ただいま御配付しました資料を御覧ください。田中ゆうたろう議員への懲罰の宣告及び戒告文の朗読を行うため、今定例会の会期を6月30日まで延長し、29日間としてはいかがでしょうか。また、6月30日は午後1時から本会議を開催してはいかがでしょう。

なお、6月30日最終日は、田中議員への懲罰の宣告及び戒告文の朗読、閉会中の継続審査、継続調査を想定しています。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、この件についてはこの後開催の議会運営委員会で諮ることといたします。

《再開後の本会議について》

脇坂理事 それでは、本日の再開後の本会議について、事務局から改めて説明をお願いします。

事務局次長 この後行う議運閉会后、本会議を再開。会期延長について採決。本日予定していた閉会中の継続審査、継続調査の日程削除を宣言。

以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、この件についてはよろしくをお願いいたします。

日程は以上ですが、ほかに何かございますか。

矢口理事 本日の本会議でも、傍聴席の方からのいろんなやじ的なもの、叫び声などもありました。杉並区議会傍聴規則のほうの第5条「傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。」、(2)「騒ぎ立てる等会議を妨害しないこと。」、この会議の妨害というのが最近顕著に見受けられます。会議の妨害以外にも、携帯がブルブル鳴ったりとか、着信音とか、そういったものをぜひ議長のほうから、引き続き区議会の傍聴人の方に対してもしっかりと注意を図る。場合によっては、何度

も繰り返すようであれば、第8条の(2)に「傍聴人がこの規則に違反し、議長が退場を命じたとき。」は速やかに退場しなければならないとありますので、このあたりも含めてぜひ議長のほうにお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

木梨議長 ただいま矢口理事のほうからお話がありましたので、御指摘のような方向で心がけていきたいと思います。とっさの出来事ですので、それから、見ていますと、事務局とか、守衛の方がかなり動いて、制止をしているという動きを私も見ていますので、これからもその動きと、それから矢口理事の指摘されたようなことも踏まえて対処していきたいと思います。

矢口理事 1度の制止でちゃんと止められればいいんですけども、大体特定の方は何度も何度も繰り返しやっているのは見受けられていますので、ぜひそういった方は本当に議事進行に差し支えますので、御退場いただくなどの強い措置をお願いしたいと思います。

脇坂理事 ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 なければ、議会運営委員会理事会を閉会いたします。

(午後 4時21分 閉会)